

議案第 1 5 号

宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定するに
ついて

宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を、次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 法第3条第2項の条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

生産緑地法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。